相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市住吉区墨江四丁目二一番地、最後の住所大阪市住之江区北島二丁目八番九―四〇一号　被相続人　亡　岩井サトヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

大阪市北区西天満二―九―一四北ビル三号館四〇一　相続財産管理人弁護士　伊藤　孝江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市日高町上郷八七一番地、最後の住所兵庫県加古川市別府町別府九六一番地の一二　被相続人　亡　正木　友子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

神戸市中央区京町七五番一京町栄光ビル五階　相続財産管理人　弁護士　岡田　知之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑紫野市二日市北六丁目三四五番地三、最後の住所福岡県筑紫野市二日市北六丁目一番五二号　被相続人　亡　白垣　信博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

福岡市中央区警固一丁目一二番一一号アーバンスクエア警固六階　相続財産管理人　弁護士　大坪　知弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市上甑町瀬上八〇一番地三八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大良　秀美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月九日

事務所鹿児島県鹿児島市照国町一三番一九号神川第二ビル三階　下村法律事務所　相続財産管理人　弁護士　下村　哲也

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年四月九日

一、墳墓等所在地　東京都港区南青山二丁目二六番三八号

一、墳墓等の名称　梅窓院墓苑　一三区C列四五番　伊月家

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都港区南青山二丁目二六番三八号　宗教法人梅窓院　中島真成

無縁墳墓等改葬公告

この度、納骨壇使用者確認のため、無縁墳墓等に関する調査を実施致しております。墓地及び納骨壇使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年四月九日

一、墳墓等所在地　鹿児島市田上台一丁目二一番一号　浜田實・稲田俊子・木之下麗子・椿スマ・宮元実・榎園和夫

一、墳墓等の名称　財団法人　新生田上霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　鹿児島市田上台一丁目二一番一号　財団法人　新生田上霊園　代表理事　種子島　登

公示送達

松戸市関台土地区画整理事業における土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条の規定による賦課金納付の督促状について、送付を受けるべき者が受領を拒み、もしくは、送付すべき場所を確知する事ができないので、同法第百三十三条第一項の規定により書類の送付に代えて通知の内容を次のとおりに公告します。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所並びに督促金額

①氏名　池田　淳

住所　千葉県松戸市紙敷一丁目一六番地の一　ダイアパレス松戸南さくら通り四〇四号

督促金額　金　二八六、五一六円

②氏名　近田　勉

住所　千葉県松戸市紙敷一丁目一六番地の一　ダイアパレス松戸南さくら通り五〇三号

督促金額　金　二五二、一〇五円

以　上

教示

一　この通知に不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

二　この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市関台土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

掲示場所

督促状は掲載を省略し、原本につきましては組合事務所に備え置き、その写しを千葉県松戸市紙敷一丁目三四番地の一　松戸市関台土地区画整理組合事務所掲示場において掲示します。

平成二十四年四月九日

千葉県松戸市紙敷一丁目三四番地の一　松戸市関台土地区画整理組合　理事長　本間　克

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二に準用する同法第二十九条及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、当該前払式特定取引業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地

①　名称　株式会社ファミリー丸光

②　代表者の氏名　太田　啓

③　主たる営業所の名称及び所在地　本社　長野県諏訪市諏訪一丁目七番二〇号

二、当該前払式特定取引業者であった者の許可の年月日及び許可の取消し又は失効の年月日　許可の年月日　昭和五十年八月一日　許可の失効年月日　平成二十三年十二月十五日

三、当該前払式特定取引業者であった者の営業保証金又は前受業務保証金の額　営業保証金の額　十五万円　前受業務保証金の額　五千三百五十万四千五百円

四、前号の営業保証金又は前受業務保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金又は前受業務保証金は取戻されます。

平成二十四年四月九日

長野県諏訪市諏訪一丁目七番二〇号　株式会社ファミリー丸光　代表取締役　太田　啓

第14期決算公告

平成24年3月26日　千葉県千葉市美浜区中瀬２－６－１

ランドテック積和株式会社

代表取締役　川島　幸雄

貸借対照表の要旨　（平成24年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	269,725	流動負債	51,728
固定資産	35,854	未払金	20,528
		賞与引当金	31,200
		その他	
		固定負債	7,520
		退職給付引当金	7,140
		役員退職慰労引当金	380
		株主資本	246,331
		資本金	60,000
		資本剰余金	186,331
		利益準備金	9,700
		その他利益剰余金	176,631
		（うち当期純利益）	(21,822)
資産合計	305,580	負債・純資産合計	305,580